

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県教育委員会は、特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県教育委員会

公表日

令和8年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)
②事務の概要	特別支援学校への就学奨励に関する法律に準じて、特別支援学校に就学する幼児、児童または生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学のため必要な経費を支給する。保護者等の経済的負担能力を測定するため、支弁区分を算定するにあたり、必要となる資料の取得、審査、応答を行う。
③システムの名称	特別支援教育就学奨励費システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条 別表第1 教育委員会の項(3)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条 別表第1 教育委員会の項(3)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局特別支援教育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 教育委員会事務局特別支援教育課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4641
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会事務局特別支援教育課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4641
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報へのアクセスにあたっては、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5	①教育委員会事務局学校支援課 ②課長 浅見 義典	①教育委員会事務局特別支援教育課 ②課長 森 由利子	事後	
平成29年4月1日	I-7	教育委員会事務局学校支援課 電話番号077-528-4643	教育委員会事務局特別支援教育課 電話番号077-528-4641	事後	
平成29年4月1日	I-8	教育委員会事務局学校支援課 電話番号077-528-4643	教育委員会事務局特別支援教育課 電話番号077-528-4641	事後	
平成30年5月31日	I-4	・番号法第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 森 由利子	課長	事後	様式の変更による。
平成31年3月29日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 1.提出する個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	様式の変更による。
平成31年3月29日	IV リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)目的の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月29日	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月29日	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月29日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月29日	IV リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月29日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目的の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月29日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月29日	IV リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・毀損リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月29日	IV リスク対策 8.監査 実施の有無	-	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	事後	様式の変更による。
平成31年3月29日	IV リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	-	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 教育委員会事務局特別支援教育課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4641	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 教育委員会事務局特別支援教育課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4641	事後	組織名の変更
平成31年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条 別表第1の2項	・番号法第9条第2項 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条 別表第1 教育委員会の項(5)	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条 別表第1 教育委員会の項(5)	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条 別表第1の2項	事後	
令和3年9月9日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条 別表第1 教育委員会の項(5)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条 別表第1 教育委員会の項(5)	事後	
令和3年9月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条 別表第1の2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条 別表第1の2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月9日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和3年9月9日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和8年1月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条 別表第1 教育委員会の項(5)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条 別表第1 教育委員会の項(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第22条各号	事後	
令和8年1月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条 別表第1 教育委員会の項(5)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条 別表第1 教育委員会の項(3)	事後	
令和8年1月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつも時点の計測か	令和3年5月1日 時点	令和7年5月1日 時点	事後	
令和8年1月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつも時点の計測か	令和3年5月1日 時点	令和7年5月1日 時点	事後	
令和8年1月26日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和8年1月26日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和8年1月26日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和8年1月26日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	
令和8年1月26日	IV-11 判断の根拠	—	特定個人情報へのアクセスにあたっては、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。	事後	